

第1章 肥満・痩身に関する基本的な考え方

1-1 指導の必要性

- 学習指導要領改訂の趣旨に沿って健康教育においても、疾病の変化（慢性的な病気の増加）に主体的に対応できる能力を育成する必要がある。
- 学校保健法施行規則の改正に伴い、平成4年度より健康診断において尿糖検出が行われ、小児成人病が問題視されてきた。
- 平成3年度学校保健・学校安全統計資料によると、肥満傾向児童生徒の割合は、おむね増加傾向にあり、小学校では、10年前と比べ2倍近い割合になっている。
- 平成4年度に実施した実態調査によると、肥満・痩身に関する指導を全く実施していない学校が、小学校で2割、中学校で4割、高校で5割もあり、指導の定着が図られていない。
- 肥満傾向児童生徒の多くが、自己の身体像についての悩みを抱えていたり、友達からのいじめを受けている実態である。

1-2 指導の視点

肥満・痩身の指導を次の3つの視点でとらえ、指導のねらいを明確にする。

健康的なライフスタイルの形成

- 食事や運動と健康についての科学的な認識を深める。
- 自己の生活行動を健康という観点から、管理できる能力を育成する。
- 健康上の課題に気づき、自力解決できる能力を育成する。
- 食品の選択など、正しい判断力を養う。

全人的な教育の観点からの指導

- 自己の身体像についての、肯定的な自己概念を形成する。
- やせ指向社会に対する批判能力を育成する。
- 肥満や痩身がもたらす、身体的、心理的、精神的影响についての認識を深める。

医学的な正しい認識の浸透

- 肥満・痩身の医学的な定義について、理解を深める。
- 肥満・痩身と関連する疾病について理解を深める。
- 肥満・痩身の発生要因についての認識を深める。

1-3 指導方法の視点

- 肥満・痩身を健康生活に問題のある児童生徒をスクリーニングする指標としてとらえ、医学的に治療の必要な児童生徒には、早期に医療を受けるよう指導助言する。また、健康について共通した問題点については、全体指導での対応を行い、児童生徒個々の問題については、個別指導で対応する。
- 肥満・痩身に関する指導は、指導体制を確立し、全職員の共通理解のもと、学校教育活動全体を通して行う。